



【例】世帯主・配偶者の2人世帯で世帯主が配偶者を扶養に
 としている場合

(所得税額4,800円、住民税所得割12,000円)

所得税減税可能額 3万円×2人=6万円

住民税所得割分減税可能額 1万円×2人=2万円

60,000円-4,800円=55,200円・・・① (所得税分調整給付額)

20,000円-12,000円=8,000円・・・② (住民税分調整給付額)

①+②=63,200円・・・70,000円を調整給付